

船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 海技士の免許
- ② 手続根拠 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条第1項
- ③ 手続対象者 : 船舶職員になろうとする者
- ④ 提出時期 : 海技試験に合格した日から1年以内
- ⑤ 提出方法 : 申請書に必要書類を添付して地方運輸局又は運輸支局に提出するか必要書類一式を地方運輸局又は運輸支局に郵送してください。
- ⑥ 手数料 : 2,100円～15,000円
- ⑦ 添付書類 :
 - 海技免許申請書
 - 海技免状用写真票
 - 海技士国家試験合格証明証（試験を受けた地を管轄する地方運輸局以外の地方運輸局等又は指定運輸支局若しくは指定海事事務所への申請の場合に限る。）
 - 免許講習の課程を修了したことを証明する書類（三級海技士（航海）、三級海技士（機関）若しくは一級海技士（通信）の資格又はこれらより下級の資格についての免許を申請する者（規則第三条の二の規定により修了することを要しないとされた者を除く。）に限る。）
 - 乗船履歴の証明書（二級海技士（航海）若しくは二級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての免許を申請する者（既に履歴限定が解除されている者を除く。）に限る。）
 - 登録免許税納付書又は手数料納付書
- ⑧ 申請様式 : 海技免許申請書
- ⑨ 記載要項・記載 : 申請先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 :

| | |
|---------------------|--------------|
| 北海道運輸局船員労働環境・海技資格課 | 0134-27-7189 |
| 東北運輸局船員労働環境・海技資格課 | 022-791-7524 |
| 関東運輸局船員労働環境・海技資格課 | 045-211-7232 |
| 北陸信越運輸局船員労働環境・海技資格課 | 025-244-6128 |
| 中部運輸局船員労働環境・海技資格課 | 052-952-8027 |
| 近畿運輸局船員労働環境・海技資格課 | 06-6949-6434 |
| 神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課 | 078-321-7053 |
| 中国運輸局船員労働環境・海技資格課 | 082-228-8794 |
| 四国運輸局船員労働環境・海技資格課 | 087-825-1190 |
| 九州運輸局海技資格課 | 092-472-3176 |
| 沖縄総合事務局船舶船員課 | 098-862-1454 |

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条1項から第3項
- ② 標準処理時間 : 約1週間
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

